

兵庫県公報

平成25年5月17日 金曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ 災害援護金等の支給に関する規則の一部を改正する規則（社会援護課）	1

公布された法令のあらまし

- 災害援護金等の支給に関する規則の一部を改正する規則（規則第29号）
平成25年4月13日に発生した淡路島を震源とする地震による被害状況等を踏まえ、自然災害により住家が一部損壊の被害を受けた世帯の世帯主に対して、新たに災害援護金を支給することとした。

規 則

災害援護金等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成25年5月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第29号

災害援護金等の支給に関する規則の一部を改正する規則

災害援護金等の支給に関する規則（昭和48年兵庫県規則第68号）の一部を次のように改正する。

促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。

別表第1 自然災害の款住家の床上浸水の項中「住家の」の右に「一部損壊（被害に係る損害の割合が10分の1以上であるものに限る。）又は」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の災害援護金等の支給に関する規則の規定は、平成25年4月13日以降に発生した災害について適用し、同日前に発生した災害については、なお従前の例による。